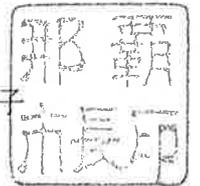


那 総 総 第 58 号

平成 27 年 8 月 10 日

那覇市議会議長
金 城 徹 様

那覇市長 城 間 幹 子



議会報告会における市民からの要望等の報告について（回答）

平成 27 年 7 月 8 日付け那議議第 46 号にて報告のありましたみだしのことについて、別紙のとおり回答します。

議会報告会における市民からの
要望等の報告についての対応

平成27年8月作成

重点要望事項

	件 名	頁
1	<ul style="list-style-type: none">・国際通りの観光バス駐停車場の整備について 観光客の利便のためにも、早急に、国際通りまたは周辺に観光バスの駐停車場整備を行うこと。	P1
2	<ul style="list-style-type: none">・外国人の安全運転（交通マナー）について 外国人の自転車利用者も増えており、多言語の安全運転（交通マナー）パンフの配布や保険制度の周知などを行うこと。	P2
3	<ul style="list-style-type: none">・那覇空港の騒音防止対策対象住宅の防音工事について 防音工事について、従来より地域が広がっていることから、もれないように対象地域へ周知すること。	P3
4	<ul style="list-style-type: none">・災害時情報の周知について 災害時の避難（避難ビル等含む。）場所、避難経路、避難手段・誘導について、市民への情報周知を徹底すること。	P5

重点要望事項 1

- ・ 国際通りの観光バス駐停車場の整備について
観光客の利便のためにも、早急に、国際通りまたは周辺に観光バスの駐停車場整備を行うこと。

対応（経済観光部観光課）

県庁前にある県民広場前において、観光バスの長時間待機が一般車両の通行の妨げになるなどの状況があることから、新たな駐停車場の確保については、取り組むべき課題として認識しております。

そのため、沖縄県、沖縄県バス協会、国際通り商店街振興組合連合会、旅行代理店などの関係者と調整を重ね、乗降場の分散や、新たな駐停車場の確保により課題の解決を図るべく、平成25年11月に、てんぶす那覇横に新たな乗降場を整備いたしました。

また、新たな駐停車場として、安里周辺における土地の賃借などを検討いたしましたが、実現には至っておりません。

今後も観光客の増加が見込まれ、それに伴い、観光バスのニーズは一層高まると予想されることから、駐停車場として適した場所がないか、引き続き検討して参りたいと思います。

重点要望事項 2

・外国人の安全運転（交通マナー）について

外国人の自転車利用者も増えており、多言語の安全運転（交通マナー）パンフの配布や保険制度の周知などを行うこと。

対応（市民文化部市民生活安全課）

本市における外国人の人口は過去5年間で約2倍に増加しており、また観光客も増加していることから、自転車で街中を並走している外国人を目にする機会も多くなっております。

また、今年6月に改正道路交通法が施行されたことから、自転車運転での違反で2回以上摘発されると安全講習の受講及び受講手数料の支払いというペナルティが課せられることから、外国人に対しても日本人同様に交通ルール遵守のための意識啓発が必要とされております。

今年度は関係機関と連携し、チラシやポスターを、市内小中学校及び自治会に配布しております。

今後、外国人への周知に向け、外国語のチラシを作成し、効果的な配布を行って参ります。

重点要望事項 3

- ・那覇空港の騒音防止対策対象住宅の防音工事について
防音工事について、従来より地域が広がっていることから、も
れのないように対象地域へ周知すること

対応（環境部環境保全課）

環境保全課では、新たに拡大となった騒音対策区域の所有者等に対し、次の方法で周知に努めています。

（1）関連資料の送付

7月9日に、拡大対象区域の住民1,104世帯及び、家主（左記住民である場合など重複は除く）275人に対し、次の関連資料が確実に届くよう、簡易書留にて送付致しました。

- 住宅防音工事の申請手続きについて（発信者：市長名）
- パンフレット「住宅防音工事の申請手続きについて」
- 住民説明会のご案内
- 住宅防音工事希望届など申請資料

（2）住民説明会の実施

拡大された対象区域に近い小禄南公民館にて、次の日程で、住民説明会を実施いたしました。住民説明会では、那覇空港を管理している国土交通省及び、今般の防音工事拡大の主要因である防衛省航空自衛隊の方々にも出席頂き、専門的な立場から拡大に至った経緯について説明いたしました。

また、那覇市からは防音工事の手続き・補助額等について資料を交え説明し、参加住民からの質疑に対しては、判りやすく回答いたしました。

- 1回目 平成27年7月24日（金）18時～20時 参加約120名
- 2回目 平成27年7月25日（土）18時～20時半 参加約90名

(3) その他広報

市ホームページ（平成27年5月1日）及び広報紙「なは市民の友」（平成27年6月号）に、今回の拡大された騒音対策区域について掲載いたしました。

また、「なは市民の友」（平成27年7月号）及び本市ホームページに当該防音工事に関する、住民説明会の日程・会場の案内、申請手続きについて、掲載しています。

当該ホームページは必要に応じ随時更新し、対象区域の居住者等に防音工事に必要な情報を継続して掲載してまいります。

なお、防音工事希望届を提出された住民に対しては、電話等で内容を確認する他、その他の住民についても必要に応じ電話や訪問等により、当該事業の周知に努めてまいります。

重点要望事項 4

・災害時情報の周知について

災害時の避難（避難ビル等含む。）場所、避難経路、避難手段・誘導について、市民への情報周知を徹底すること。

対応（総務部総務課市民防災室）

本市では、①一定の地域に限定的な災害が発生した場合の一時避難場所として城岳公園等の公園・広場等31箇所、②広域的に地震や火災等の大規模な災害が発生した場合に避難する広域避難場所として漫湖公園等5箇所、③災害により生活の場が失われた場合に一定期間避難する収容避難所として市内の公立小中学校53校、④台風や大雨洪水等の小規模な災害時に避難する小災害時収容避難所として市民会館等7箇所、⑤大津波襲来時に緊急的に一時避難することができる津波緊急一時避難施設として民間のホテルや立体駐車場等の施設102箇所をそれぞれ災害の種別・規模に応じて災害時の避難場所等として指定しております。

これらの情報につきましては、本市ホームページに掲載するとともに、平成26年8月号の広報紙「なは市民の友」に掲載する等、周知に努めているところでございます。また、市民防災室が実施する地域の自治会や通り会、自主防災組織等に対する防災講話においても、周知を図っているところでございます。

なお、本市に、大規模な地震、大雨、台風その他災害が発生する恐れがある場合、又は、発生した場合には、多言語に対応した登録制の那覇市防災気象情報メールや緊急エリアメール、防災行政無線、本市Facebook、LINE等のあらゆる広報媒体を駆使するとともに、Lアラートを通してテレビ・ラジオ等へ情報発信し、市民・観光客等に、迅速に災害情報や避難所情報等の防災情報を配信する体制を整備しております。

自分が住む地域の防災上の危険性の把握や避難場所等の確認、

そして気象台、行政或いはテレビ・ラジオなどから発信される災害情報を積極的に入手する行動が防災の原点であり、自助と共助を基本とした災害に備える防災知識と意識をもち行動することが自らの安心・安全、命を守ることに繋がります。

本市としましても、引き続き地域や学校等へ出向き、防災講話や防災訓練等を通して防災知識、防災意識の啓発高揚を図ってまいります。